

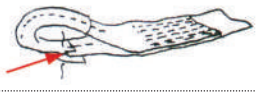
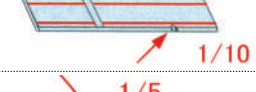
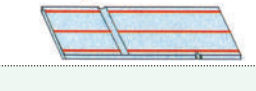
ベルトラッシング 点検、廃棄基準

(1) ベルトラッシングは、日常点検及び定期点検を行って使用してください。

*日常点検は使用前に行う点検の事を言います。

*定期点検は定期的に行う点検で、使用頻度により異なりますが、原則として1ヶ月毎に行ってください。

(2) 点検項目、点検方法及び廃棄基準は、下表により行ってください。

点検の種類		点検項目	点検方法(目視)		廃棄基準
日常点検	定期点検				
○	○	(1) アイ		摩耗	織目から分からないほどに毛羽立ちし、たて糸の損傷が認められるもの。
				きず	目立ったきりきず、すりきず、引っ掛けきずなどが認められるもの。
				縫糸	縫糸が切断して、アイの形状が保たれないもの。
○	○	(2) 縫製部		きず	目立ったきりきず、すりきず、引っ掛けきずなどが認められるもの。
				縫糸	縫糸が切断して、ベルトの剥離が少しでも認められるもの。
○	○	(3) 本体		摩耗	ベルトの全幅にわたって織目が分からないほどに毛羽立ちし、たて糸の損傷が認められるもの。
				きず	幅方向：使用限界表示糸(赤ライン)又は幅方向の1/10までのきりきず、すりきず、引っ掛けきず。
				きず	厚さ方向：ベルト厚さの1/5までのきりきず、すりきず、引っ掛けきず、又は、 使用限界表示糸(赤ライン)の消失
○	○	その他の 外観異常	目 視		熱や薬品などによる著しい変色、着色、溶融、溶解などが認められるもの。
—	○	使用期間	管理台帳、標示などの確認		ベルトラッシングの使用状況によって、外観に損傷及び異常がなくても、次の使用期間を超えるもの。 ●屋内で使用する場合、使用開始後7年。 ●常時屋外で使用する場合、使用開始後3年。
○	○	金 具	目 視	変形	曲がり、ねじれ、ゆがみなどが認められるもの。 ●部品の脱落が認められるもの。
○	○		目 視	きず	著しい当りきず、きりかききずなどが認められるもの。
○	○		目 視 磁粉探傷又は浸透探傷	亀裂	き裂が認められるもの。目視によってき裂の疑いがあり、点検方法に定められた方法で、き裂が認められるもの。
—	○		計 測	摩耗	摩耗量が、元の寸法の10%を超えるもの。
○	○		目 視	腐食	全体に腐食が認められるもの、又は局部的に著しい腐食のあるもの。
○	○	当てもの	目 視		著しく変形又は破損したもの。